

三陸沿岸の復興は『復興道路』の整備から！！ 〈岩手県〉

○ 被災地の特徴

岩手県の沿岸地域は、南北に約220kmにも及び都市間距離も長いほか、内陸部との距離も盛岡～宮古間で約100kmとなっているなど、自然災害発生時における救急活動や物資の輸送、避難時には、非常に大きな不安を抱えている地域。

○ 高規格幹線道路等が果たした役割

今回の地震津波災害では、沿岸部の基幹道路である国道45号が各地で寸断された一方で、3月5日に開通した「釜石山田道路」をはじめとする「三陸縦貫自動車道」や「東北横断自動車道釜石秋田線（仙人峠道路）」については損傷がほとんどなく、津波襲来時の避難道路やその後の緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能したほか、地域住民の避難路としても利用され、まさに「命の道路」であることを痛感。

○ 岩手県の高規格幹線道路等の整備状況

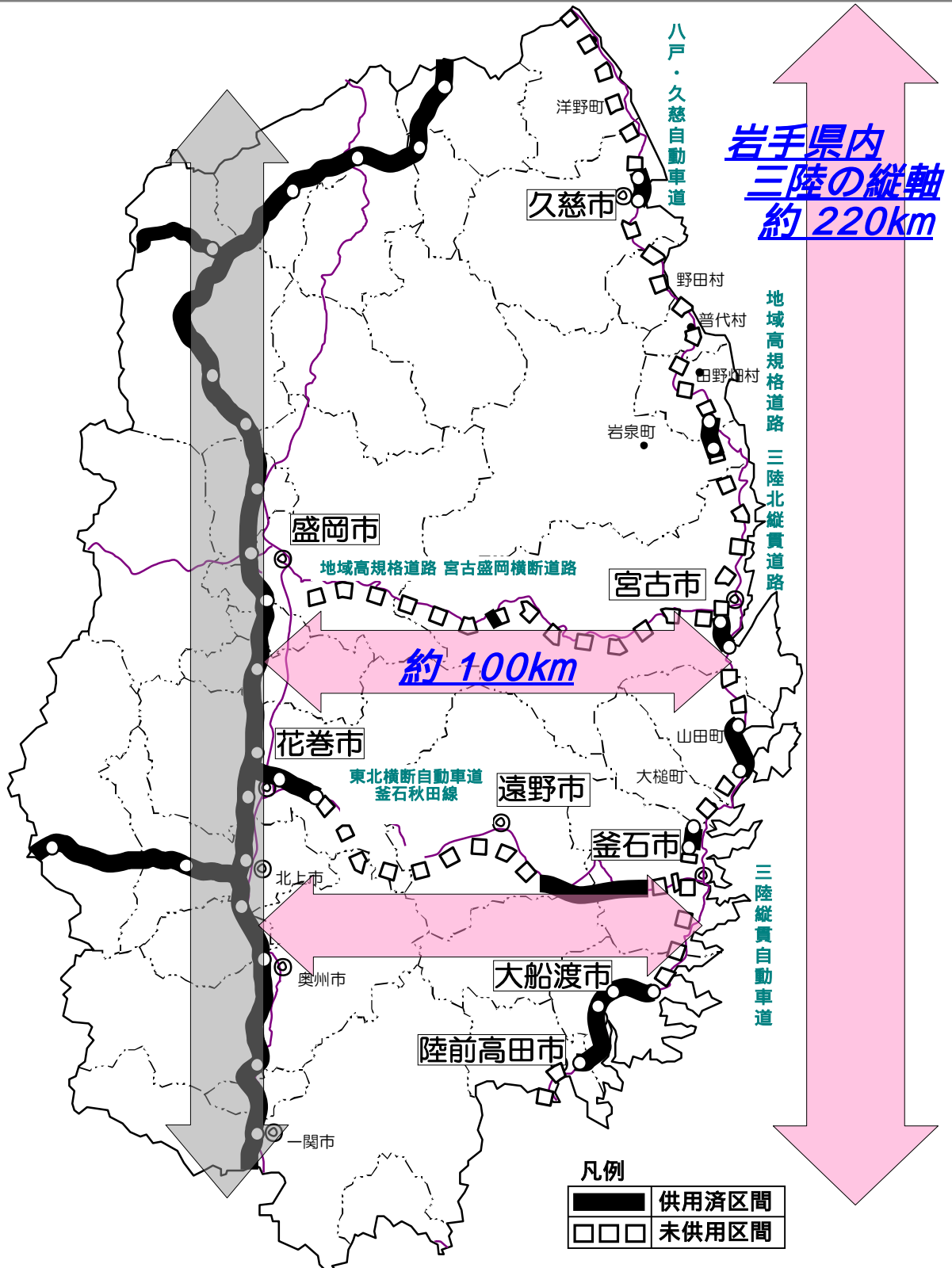
しかし、高規格幹線道路及び地域高規格道路による本県沿岸縦貫軸の整備率は未だ2割、「東北横断自動車道釜石秋田線」の釜石自動車道の整備率は4割弱にとどまる。

○ 復興道路の早期整備と財政支援が必要不可欠

本地域の復興のためには、「三陸縦貫自動車道」などの三陸沿岸の縦貫軸及び「東北横断自動車道釜石秋田線」などの横断軸の道路ネットワークの構築が必要不可欠であり、これらの道路を『復興道路』として位置づけ、

- ① 集中的投資による3年間での重点的な整備、遅くとも5年以内の全線開通が不可欠。
- ② 事業実施における地元負担への全面的な財政支援が不可欠。

三陸沿岸の復興は『復興道路』の整備から！！
 < 岩手県 >



「緊急に提言すべき事項」として提案する項目

岩手県知事 達増 拓也

1 まちづくりに関して

<p>岩手県の特徴 (被害状況等)</p>	<p>1. <u>岩手県沿岸部では被災額が資本ストックに占める比率が高い。</u> { 岩手県沿岸部における被害額は同沿岸部推定資本ストックの47.3% 岩手・宮城・福島・茨城の4県沿岸部における平均は17.2% (日本政策投資銀行推計) </p> <p>2. <u>沿岸の主な市街地が大規模に被災し、地盤沈下や防潮堤の損壊等で市街地適地が縮小</u></p> <p>3. <u>漁業で生計を立てる小規模な集落がリアス式海岸の入江に数多く点在し、その多くが被災</u></p>
<p>岩手県における課題</p>	<p>1 <u>被災市街地における安全の確保と早急な復旧</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の一部には土地利用に適さない箇所があるなど、<u>大胆な市街地の再編が必要</u>だが、被災により所有者や境界が不明となった土地が存在し、従前の区画整理手法では、権利確定に相当な時間が必要。 ・ <u>被災者の資力が減退</u>しており、新たな土地を取得する資金の確保が困難。 ・ <u>財政基盤が脆弱な自治体</u>における甚大な被害の被災。 <p>2 <u>漁業集落における安全な居住地と就業の場の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船や養殖施設等の被害が甚大で、<u>住宅再建のための資金調達が困難</u>
<p>提案事項</p>	<p>1 <u>被災市街地における安全の確保と早急な復旧</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市街地において、<u>大胆な市街地の再編を可能にするため、被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度</u>が必要。 ・ 安全な居住地(高台等)への円滑な移転が可能となるよう<u>防災集団移転促進事業の拡充(被災した土地を適切な価格で買い上げる等)</u>が必要 ・ 安全な住宅地に低廉な家賃等で居住できるようにするため、<u>災害公営住宅への国の支援の強化</u>等が必要。 ・ 低地においては、避難のため津波に耐性のある<u>堅牢な建築物(避難ビル)</u>を配置するための<u>国の支援</u>が必要。 ・ 発災時に高台や避難ビルに速やかに避難できるようにするための<u>避難路の確保に対する国の支援</u>が必要。 <p>2 <u>漁業集落における安全な居住地と就業の場の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した<u>小規模集落が安全な居住地(高台等)に移転</u>することを可能にするための<u>防災集団移転促進事業の拡充(戸数用件の緩和等)</u>が必要。 ・ 漁業集落の特性から、<u>作業所を海辺に整備できる制度</u>が必要。

【提案事項（制度等イメージ）】

1 市街地整備のための新たな制度の創設等

① 被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度の創設

- ・ 建築制限をしながら市街地再編を先行して実施し、権利関係の整理は課税台帳や航空写真等により事後に行う仕組みの導入
- ・ 補助率を1/2から9/10にアップ
- ・ 都市計画決定や被災戸数を事業実施の要件としない（住民意見は復興計画作成段階で反映、小規模市町村でも実施可能な要件緩和）
- ・ 避難路（高台への階段等）の整備を計画的かつ重点的に行うための仕組みの導入

② 住宅確保に向けた対策

- ・ 低廉な家賃で入居が可能となるよう災害公営住宅の整備に対する国の全面的な支援（補助率3/4から9/10にアップ）
- ・ 新たな住宅・宅地の提供を速やかに行うための事業実施体制の構築（都市再生機構等の活用）と国による財政的支援
- ・ 被災者向け住宅地を低廉な価格で提供できるような仕組みの構築（定期借地権利用の場合の保証金助成等）

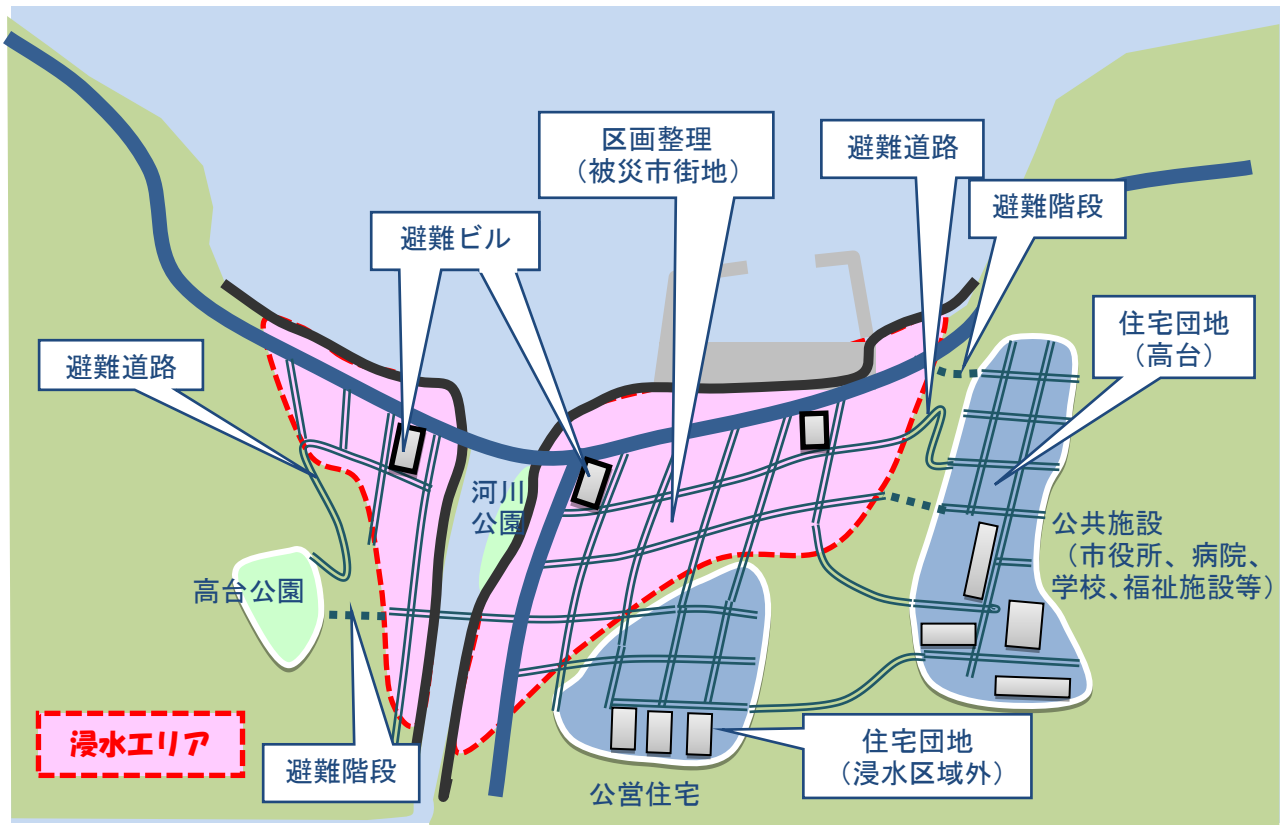
③ 避難ビル建設への支援

- ・ 避難ビルの構造強化や高層化、敷地の共同化のための費用に対する国の支援

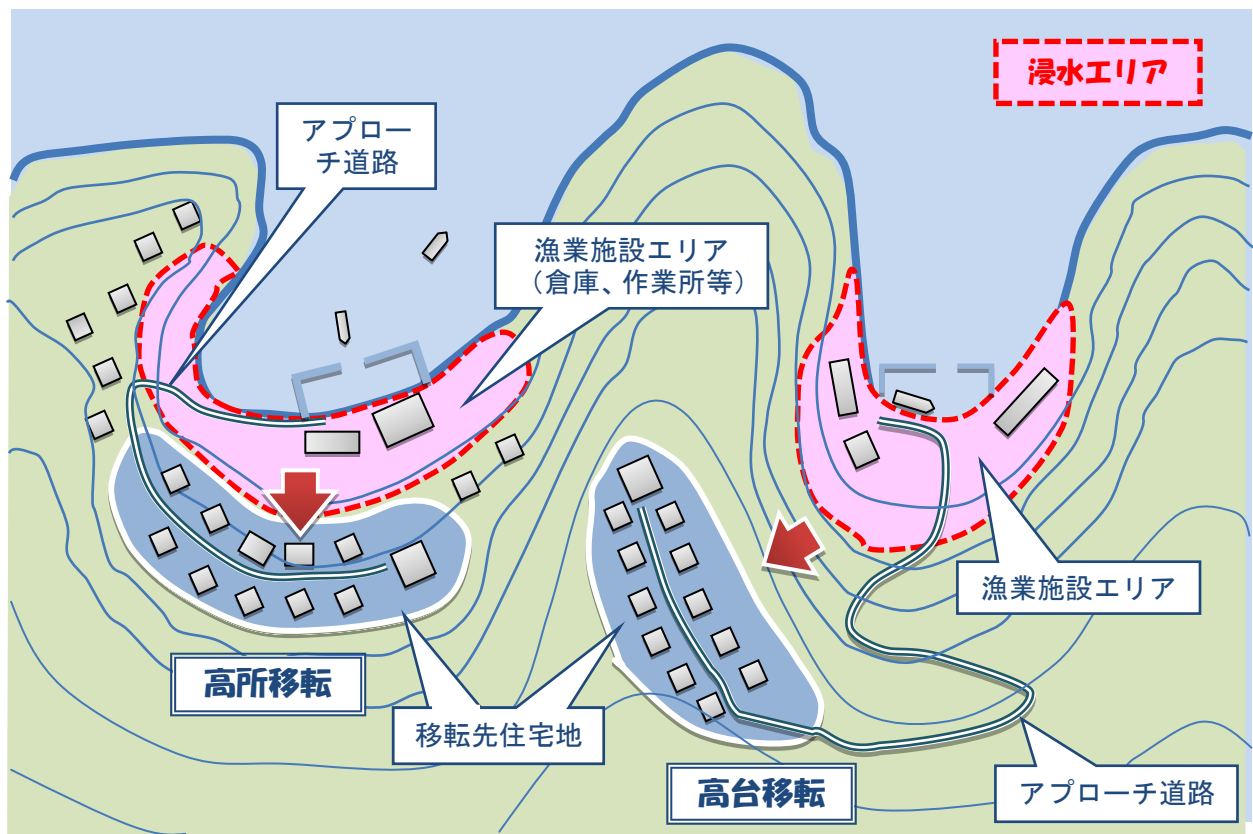
2 防災集団移転促進事業の拡充

- ・ 被災した土地の被災前の価格での買い取り
- ・ 小規模集落対策として集団移転規模を10戸から5戸に緩和
- ・ 住宅建設資金の利子補助に加え、元本分5,000千円/戸を給付
- ・ 住宅団地から離れた海辺の共同作業所建設費及び住宅団地と共同作業所の連絡道路整備費等を補助対象とする
- ・ 補助率を3/4から9/10にアップ

被災市街地復興区画整理事業に代わる制度イメージ



防災集団移転促進事業の拡充イメージ



防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
(昭和47年法律第132号) スキーム図

○法制定の背景

昭和47年7月豪雨災害等による被害を契機に議員立法により制定

○法の趣旨（第1条）

この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行なう集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めるものとする。

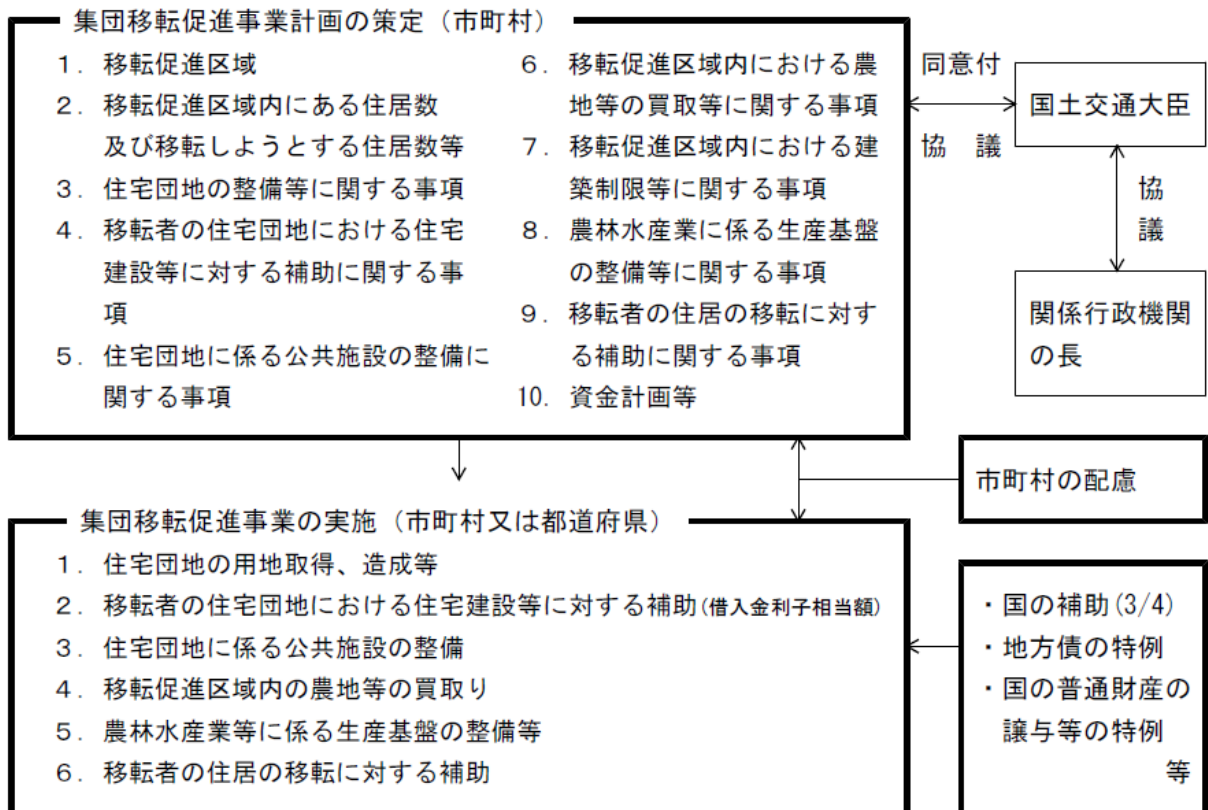
○移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため、国の財政上の特別措置等を講じる。

- ・ 豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域
- ・ 建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域

移転促進区域

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域

○スキーム図



2 水産業の再生に関して

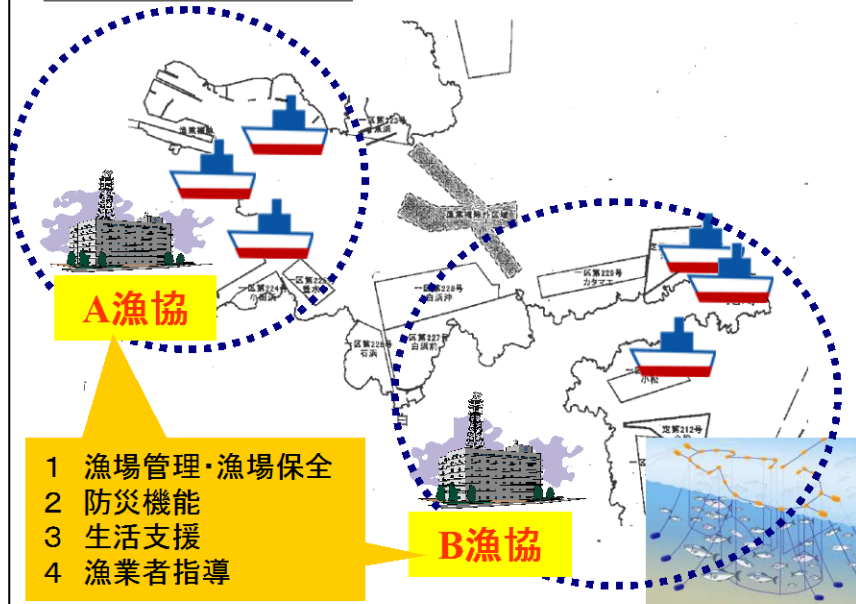
<p>岩手県の特徴 (被害状況等)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 岩手県では、海面漁業・養殖業<u>年間生産額に対する被害額が甚大</u> (岩手県：被害額推計 3,137 億円／年間生産額 453 億円 (約 6.9 倍) 宮城県：被害額推計 3,764 億円／年間生産額 829 億円 (約 4.5 倍)) 2 漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、<u>水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態</u>となり、水産業を基幹とする沿岸地域の産業及び生活基盤が失われた。 3 岩手県の漁業者は<u>沿岸漁業や養殖業を主体とする小規模経営体が多く、所管漁協が漁場を管理し、漁業者を指導することにより生産活動が行われている。</u> 4 県下 24 漁協 (沿海地区) のうち、14 漁協の事務所が流失・全壊等の被害を受けたが、<u>早期に漁協機能を回復させ、漁協を核とした漁業、養殖業を構築し、地域ごとに主体性をもった水産業の再生を図ることが適切。</u>
<p>岩手県における課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>生産基盤の復旧に伴う大きな地元負担</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>岩手県沿岸市町村、漁協は、財政基盤がぜい弱</u>であり、一次補正予算では、従来の制度に比べ地元負担の軽減を図るなどの配慮は伺えるものの、漁船、加工施設等の<u>生産基盤のすべてを失った漁業者、漁協、加工業者</u>にとって、これらを新たに整備することで負担が積み上がるため、<u>自助努力では到底復旧が困難な状況。</u> 2 <u>沿岸集落の地域コミュニティの維持</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>岩手県沿岸集落の地域コミュニティの多くは、水産業を通じて形成</u>されていることから、<u>水産業の衰退に伴い、地域コミュニティが消滅する恐れ。</u>
<p>提案事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>水産業の再生へ向けた全面的な支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県水産業は、<u>漁業と流通・加工業とが車の両輪となって発展</u>してきたことから、これらの一体的な整備による水産業の再生について、<u>国家プロジェクトによる全面的な支援が必要不可欠。</u> 2 <u>漁協を核とした共同利用システム等の構築</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生に当たっては、<u>地域コミュニティごとに復興を図るべき</u>であり、<u>漁協が核となり、漁船等を一括整備し、組合員が共同利用するシステム等の構築が必要不可欠。</u>

漁業協同組合を核とした「共同利用システム」等の構築

●岩手県の特徴（被害状況等）

- 1 海面漁業・養殖業年間生産額に対する被害額が甚大
[被害額推計3,137億円／年間生産額453億円(約6.9倍)]
- 2 水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態
- 3 本県の漁業者は小規模経営体が多い
- 4 県下24漁協のうち、14漁協の事務所が流失・全壊

●沿岸集落の地域コミュニティは水産業を通じて形成



漁業協同組合
一括整備



漁船、漁具、養殖施設、共同利用施設等



貸出

漁業者

漁業者

漁業者

漁業者

漁業者

共同利用システム等

3 津波被害に係る二重債務解消に関して

<p>岩手県の特徴 (被害状況等)</p>	<p>1 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う<u>商工業関係の被害額は推計 1, 6 6 1 億円</u>。 沿岸地区の主要企業の約 7 割が被災(東京商工リサーチ調査)。</p> <p>2 小売・卸売業等の<u>商業施設</u>、水産加工等の<u>製造業の設備・施設</u>、ホテル・旅館・民宿等の<u>宿泊施設</u>が<u>壊滅的な状態</u>となり、沿岸地域の産業及び生活基盤が失われた。</p> <p>3 沿岸地域の商工業者は<u>中小企業が主体</u>で、<u>経営基盤が脆弱</u>。</p>
<p>岩手県における課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した資産に係る負債やローンの支払いはそのまま ・新たな借り入れ・返済が困難 ・先の債務と二重負担になり<u>財政的にもまた精神的にも再建にあたっては大きな支障</u>
<p>提案事項</p>	<p>1 ファンド設立による企業支援 国、県、金融機関等が出資する<u>ファンドの組成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①被災資産(建物、設備等)に係る既存債務の買取り ②再建に向けた公的融資の不足分に係る資金融資 ③企業再生まで一貫した企業支援 <p>2 制度拡充による個人再建支援 生活支援法等の拡充による個人への<u>生活再建支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①被災者生活再建支援金の大幅な拡充 200 万円 ⇒ 500 万円 ②被災者向け公営賃貸住宅の整備 ③国による住宅ローン買取制度等の導入 <p>3 期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二重債務解消等により<u>企業活動が早期に再開され、雇用の場が復活</u> ○個人の生活再建が図られ、<u>安心してふるさとで暮らせる</u>環境の整備

津波被害からの再建における二重債務解消に向けた支援策(案)

1 現 状

- 津波被害により資産が流失しても既存債務だけが残っている
- 新たな借入れ・返済が困難

2 要 望

- 既存債務を解消したうえで前向きな企業再建・生活再建が早急に可能となるよう支援願いたい

ファンド設立による企業支援

◎国、県、金融機関等が出資するファンドの組成

- ①被災資産(建物、設備等)に係る既存債務の買取り
- ②公的融資の不足分に係る資金融資
- ③企業再生まで一貫した企業支援

制度拡充による個人再建支援

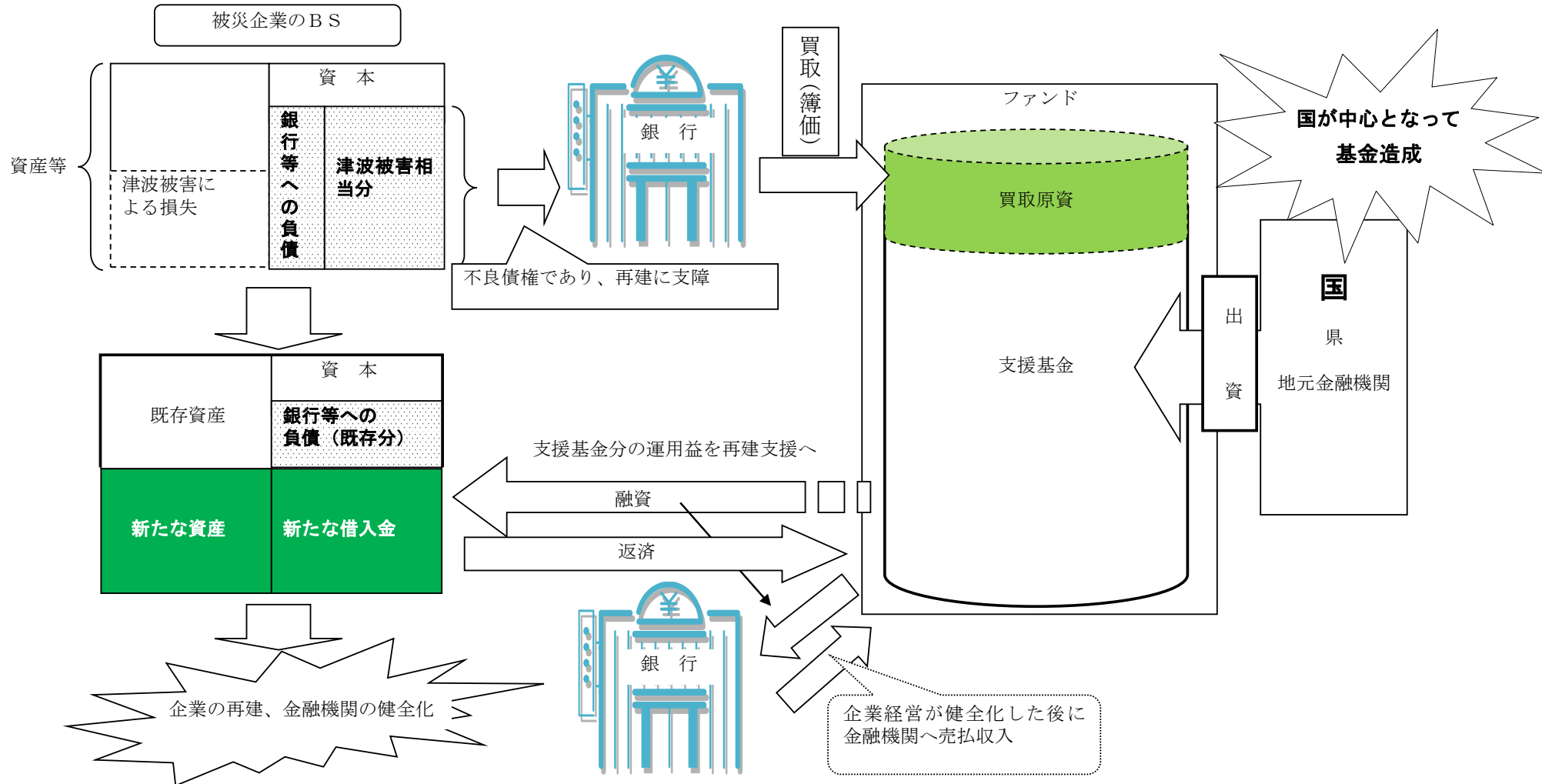
◎生活支援法等の拡充による個人への生活再建支援

- ①被災者生活再建支援金の大幅な拡充
200万円 ⇒ 500万円
- ②被災者向け公営賃貸住宅の整備
- ③国による住宅ローンの買取制度などの導入

- 二重債務解消等による企業活動の早期再開、雇用の場の復活、地域経済の再生
- 個人の生活再建による、安心してふるさとで暮らせる環境の整備

※ 生活支援・産業支援等を総合的に行うため、過去の大震災時に設置された「復興基金」を設けることは、今後の検討課題であるが、それらとは異なり、二重債務解消等の目的に特化したファンドを想定。

企業支援のイメージ



(注)被災した個人の住宅ローンについては、国(例えば、住宅金融支援機構など)が買取制度等を新たに導入して支援

岩手県における「復興ビジョン」等の策定スケジュール

岩手県知事 達増 拓也

- 4月
 - 「東日本大地震津波からの復興に向けた基本方針」の決定（4月11日）
 - 「『がんばろう！岩手』宣言」の発表（同上）
 - 第1回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催（同上）
 - 復興委員会委員による現地調査の実施（4月14,15日）
 - ・ 第1回津波防災技術専門委員会の開催（4月22日）
 - 第2回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催（4月26日）
 - ・ 第1回総合企画専門委員会の開催（4月30日）

- 5月
 - ・ 第2回津波防災技術専門委員会の開催（5月8日）
 - 第3回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催（5月13日）
 - ・ 第2回総合企画専門委員会の開催（5月16日）
 - 被災市町村からの意見聴取
 - 各界の専門家等からの提言等聴取
 - ・ 第3回津波防災技術専門委員会の開催（5月中旬）
 - ・ 第3回総合企画専門委員会の開催（5月中旬）
 - 第4回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催（5月下旬）

- 6月
 - 第5回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催（6月上旬）
 - 「復興ビジョン」（案）の策定
 - 6月定例県議会 説明

- 7月
 - パブリックコメントの実施
 - 地域説明会の実施

- 8月
 - 具体的に取り組む施策等を盛り込んだ「復興計画」（案）の策定
 - 「復興ビジョン」（案）等に基づき国に予算要望

- 9月
 - 9月定例県議会 説明

 - 「復興ビジョン」の策定
 - 「復興計画」の策定

※ 上記のスケジュールは、現時点での予定であり変更となる場合がある。

※ 7月以降も随時、復興委員会の開催を予定。

岩手県内被災市町村における復興計画策定に向けた具体的な動き

岩手県知事 達増 拓也

1 大船渡市

- ・基本方針又は構想策定 平成 23 年 4 月 20 日に「災害復興基本方針」公表済
- ・復興計画策定 平成 23 年 7 月
- ・復興計画策定に係る委員会設置 (5 月 12 日第 1 回委員会開催予定)

復興計画骨子・復興計画作成に当たっては、市民の各界代表、地区代表、学識経験者などの参加・協議を予定。市民意向調査については実施済み。

2 釜石市

- ・基本方針又は構想策定 平成 23 年 6 月末 [5 月 1 日着手]
- ・復興計画策定 平成 23 年 9 月末
- ・復興計画策定に係る委員会設置
平成 23 年 5 月中に釜石市復興まちづくり委員会設置予定

3 宮古市

- ・基本方針又は構想策定 平成 23 年 6 月中 [4 月 19 日着手]
- ・復興計画策定 平成 23 年 10 月
- ・復興計画策定に係る委員会設置

7 月を目途に復興計画に関して提言等を聴取するための学識経験者や産業界・公的団体の代表者、行政機関、地域住民等をメンバーとした検討組織を設置する予定

4 田野畑村

- ・基本方針又は構想策定 平成 23 年 7 月中 [4 月 28 日着手]
- ・復興計画策定 平成 23 年度末
- ・復興計画策定に係る委員会設置

平成 23 年 4 月 28 日に東日本大震災田野畑村災害復興計画策定委員会設置

